



地域包括支援センターだより



今回は「高齢者虐待の発生防止と早期発見」に関する記事を掲載しています。

高齢者虐待ってな～に？

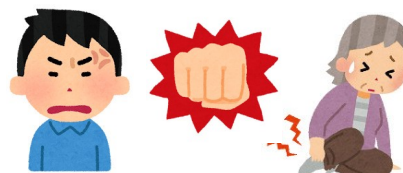


岡山市地域包括支援センター
キャラクター ほうほう

「高齢者虐待防止法」では高齢者（65歳以上の人）に対する家族などの養護者または
要介護施設従事者などによる次のような行為を**高齢者虐待**と定義しています。

身体的虐待

- ・たたく、つねる、蹴る
- ・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に与える など



心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、無視する
- ・排泄などの失敗に対し高齢者に恥をかかせる など

介護・世話の放棄・放任

- ・空腹、脱水、栄養失調の状態のままにする
- ・必要な医療や介護サービスの利用を制限する など



経済的虐待

- ・生活費を渡さない
- ・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など

性的虐待

- ・懲罰的に下半身を裸にして放置する
- ・わいせつな行為をしたり、強要する など

虐待を受けている高齢者や認知症等の介護に疲れた家族の
「サイン」を見逃さないことが虐待を防ぐ第一歩です。



裏へ続きます



地域でできる 虐待防止の第一歩！

介護が必要な高齢者や介護をしている家族が、地域から孤立しないようにすることが、
高齢者虐待を防ぐ第一歩になります。

小さな変化にも気がつけるように日頃から見守り、声かけ、さりげない手助け、仲間づくりなど、
支え合える地域づくりを目指していきましょう。

見守り

日常生活での声かけや
コミュニケーションなど
日頃から気にかけている



気づき

最近姿をみかけない
怒鳴り声が聞こえるなど
気になる事があれば声をかけてみる



仲間 づくり

介護知識や介護方法を教え合う
愚痴を言える仲間をもつ



まずはお気軽にご相談ください！

地域包括支援センターでは高齢者の権利を守るための活動を行っています。

困ったり悩んだりしたときには **ほーかつ**(地域包括支援センター) に
ご相談下さい。知り得た情報・相談者の秘密は厳守します。



本センター

岡山市東区西大寺中二丁目16-33
西大寺ふれあいセンター内 (086) 944-1866
【担当地区】 旭東・上南・西大寺中学校区
山南学園区

瀬戸分室

岡山市東区瀬戸町瀬戸45
瀬戸支所内 (086) 952-3883
【担当地区】 瀬戸・上道中学校区